

＜経済環境適応資金 サポート資金【新型コロナ借換】＞

(1) 資金名(略称)	サポート資金【新型コロナ借換】(略称「環コロ借換」)	
(2) 融資対象※3	下記の新型コロナウイルス感染症関連融資を利用した信用保証協会の保証付既往借入金を借り換えるもので、以下のいずれかに該当し、かつ金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 【借換対象融資】 ・新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金 ・新型コロナウイルス感染症対応資金 ・新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金 ① 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること ② 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること	
(3) 資金用途	借換対象融資に係る既往借入金を借り換えに要する運転資金 なお、当該返済資金以外の事業資金を含めることができる	
(4) 融資限度額	8,000万円	
(5) 融資期間・利率	7年超10年以内 年1.4%	7年超10年以内 年1.5%
	10年超13年以内 年1.5%	10年超13年以内 年1.6%
	13年超15年以内 年1.6%	13年超15年以内 年1.7%
(6) 金利区分	特別金利3	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置5年以内の分割返済	
(9) 保証制度	経営安定関連保証【別枠保証】	
(10) 責任共有制度	対象外	対象
(11) 必要書類※1	① 事業計画書(申込人が策定したもの) ② 市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書	
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) その他	令和7年3月31日までに保証協会が申込みを受付することを要する	

※1 必要書類①事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

(1) 計画期間は以下の範囲内のものとする。

最長の期間：計画を策定した日の属する事業年度の翌年度から5事業年度

最短の期間：同3事業年度と当初据置期間の終了日の属する事業年度のうち、いずれか長い方

(2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。

(3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

※2 本制度を利用して融資を実行した金融機関は、別に定める期中管理を行わなければならない。

※3 信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)に規定する認定を受けている特定中小企業者の場合は、融資を実行した金融機関は、※2の期中管理に加え、経営安定関連保証制度の定めによりモニタリングを行うこと。